

令和8年3月11日

坂戸、鶴ヶ島水道企業団
企業長 小川 尋海 様

坂戸、鶴ヶ島水道企業団水道料金審議会
会長 小関 一史

適正な水道料金について（答申）

令和7年12月2日付け坂水財発第266号で諮問のあった標記の件について、当審議会において審議を行った結果、下記のとおり結論を得たので答申します。

記

1 適正な水道料金について

本企業団の水道料金は、平成22年4月に値下げの改定を行って以来、現行料金を維持してきたところである。しかしながら、給水人口は平成28年度をピークに減少に転じ、今後も減少は続くものと予測されている。また、節水機器の普及や環境意識の向上により節水型社会へと移行していることは、限りある水資源を保護し、将来にわたって持続可能な水運用を図る上で重要な取組であるが、水道事業経営の観点からみると収益基盤の縮小を意味している。

一方、物価高騰に伴い事業運営に必要な経費は年々増加しており、経常損益は令和7年度から赤字に転じる見込みである。

また、令和8年4月からは埼玉県企業局による水道用水供給事業の料金が21.0%の値上げとなり、累積欠損金はさらに膨らむ見通しであり、経営状況は非常に厳しいと言わざるを得ない。

将来の施設更新・修繕のために設定する資産維持率については、事業運営に最低限必要な資金残高の維持及び将来への責任と現在の利用者負担のバランスを考慮し、今回の料金改定においては1.1%として改定後の料金を設定することが妥当であると判断する。

その上で、料金算定期間である令和9年度から令和14年度までの6年間で必要となる事業費（総括原価）は約211億円となり、これを水道料金収入で

賄うためには、理論上、現行料金から平均改定率 36.34% の値上げが必要であると試算されている。

安心・安全な水道を次世代につなぐため、令和9年4月1日からのプラス改定はやむを得ないものと判断する。

また、人口減少下において経営基盤の強化を図るためには、水道料金収入全体のうち、基本料金による収入の割合を増やすことが肝要である。

今回の料金改定においては、小口使用者における急激な料金の上昇を避けるため、現状約29%である基本料金割合を5%程度引き上げ、約34%（従量料金割合を約66%）として、改定後の料金を設定することが適当である。

以上を踏まえつつ、改定後の料金体系については、物価高騰下における家計への影響を最小限に抑えることを念頭に設定するものとし、基本料金及び従量料金について、別表「水道料金改定案」のとおりとすることが適当であると結論付けた。

なお、本案における平均改定率は36.33%である。

2 付帯意見

- (1) 資産維持率については、本企業団における中長期的な施設の整備・更新計画、財政計画等に照らし、水道施設の計画的な更新等の原資を確保する上で十分な水準となっているか、引き続き検証されたい。
- (2) 料金改定の実施に当たっては、市民の理解が得られるよう十分な周知を行うとともに、影響額の大きい企業等には個別に周知を行われたい。
- (3) 検針時に発行される使用水量のお知らせに、基本料金と従量料金の内訳を記載することについて、今後検討されたい。

別表 水道料金改定案

【基本料金】

(1か月当たり税抜き)

メーター口径		改定前 (現行料金)	改定後 (新料金)
羽根車式	電磁式		
13mm	—	520円	580円
20mm	—	750円	1,230円
25mm	—	1,400円	2,000円
40mm	—	4,900円	6,600円
50mm	—	8,800円	13,100円
75mm	—	25,600円	33,790円
100mm	50mm	54,600円	70,110円
150mm	75mm	75,600円	98,280円

【従量料金(水量料金)】

(1 m³当たり税抜き)

水量	改定前 (現行料金)	改定後 (新料金)
10m ³ まで	78円	87円
10m ³ を超え20m ³ まで	98円	113円
20m ³ を超え50m ³ まで	124円	197円
50m ³ を超え100m ³ まで	155円	270円
100m ³ を超え300m ³ まで	185円	305円
300m ³ を超え500m ³ まで	215円	314円
500m ³ を超え15,000m ³ まで	250円	320円
15,000m ³ を超える分	200円	200円